

公示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成24年2月27日

支出負担行為担当官

神奈川労働局 総務部長 西井 裕樹

1 企画競争に付する事項

- (1) 事業名 希望者全員65歳雇用確保達成事業（労働局契約）
- (2) 実施主体 神奈川労働局職業安定部職業対策課
- (3) 事業概要 公的年金支給開始年齢（老齢厚生年金の報酬比例部分）の65歳への引き上げが開始される平成25年度以降、無年金・無収入となる者が発生する可能性があることから、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及促進を積極的に図るため、事業主を直接又は間接の構成員とする団体又はその連合団体等に委託し、構成員の企業を対象に集団的な周知・啓発を行うものである。

なお、平成24年中に高年齢者雇用安定法の改正法が成立した場合には、その改正内容について同様に周知・啓発を行うこととする。

○事業骨子

- ① 企業訪問や相談窓口の設置等の方法による構成員の企業に対する相談・援助業務の実施
- ② 「希望者全員が65歳まで働ける制度周知・啓発セミナー」の開催

○実施期間 平成24年4月2日～平成25年3月31日

- (4) 仕様 希望者全員65歳雇用確保達成事業企画競争仕様書（労働局契約）による。

2 参加資格に関する事項

- (1) 企画書提出時において、100社以上の事業主を直接又は間接の構成員とする神奈川労働局管内の団体又はその連合団体等、当該事業を実施する体制を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本事業を適正に実施するための経営基盤及び組織体制を有すること。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては障害者雇用率の達成に向けて、障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3 契約候補者の選定方法

「希望者全員65歳雇用確保達成事業企画書募集要領（労働局契約）」、「希望者全員65歳雇用確保達成事業企画競争仕様書（労働局契約）」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者として3者を選定する。

4 募集要領及び仕様書等を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成24年2月27日(月)～3月12日(月) 10:00～12:00、13:00～17:00

(2) 場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

厚生労働省神奈川労働局総務部総務課会計第2係 担当：小又

TEL：045-211-7350

FAX：045-651-1190

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、企画競争に係る説明会を実施する。

(1) 日時 平成24年3月7日(水) 14:00

(2) 場所 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル4階

神奈川労働局分庁舎4階会議室

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
- (2) 受付期間 平成24年3月12日(月)までの10:00~17:00
- (3) 回答 募集要領を配布した者全員に対してFAXにて回答する。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成24年3月13日(火) 16:00
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)とする。

8 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 会計法第29条の9の規定に基づき、契約金額の100分の10を支払うこととする。但し、企画書提出時に資格審査結果通知書(全省庁統一)の写しを提出した場合に限り免除できるものとする。
- (3) その他 詳細は、「希望者全員65歳雇用確保達成事業企画書募集要領(労働局契約)」、「希望者全員65歳雇用確保達成事業企画競争仕様書(労働局契約)」による。
- (4) 平成24年度予算が平成24年4月1日までに成立しなかった場合には、別途協議する。

【本件担当、連絡先】

住所：〒231-0015

担当：神奈川労働局職業安定部職業対策課高齢者雇用対策係 担当進藤

電話：045-650-2817(直通)

FAX：045-650-2805